

※資料 2：

改正の要点：第 4 次奈義町子ども読書活動推進計画

◎奈義町子ども読書活動推進計画とは？

【計画の目的】

本計画は、「子どもの読書活動の推進に関する法律」（平成 13 年 12 月 12 日法律第 154 号）に基づき、奈義町の子どもが、言葉を学び、感性を磨き、表現力を高め、創造力を豊かなものにし、人生をより深く生きる力を身に付けていく上で欠くことのできないものであることにかんがみ、すべての子どもがあらゆる機会とあらゆる場所において自主的に読書活動を行うことができるよう、積極的にそのための環境の整備を推進することを目的とします。

【計画の性格（基本方針）】

「子どもの読書活動の推進に関する法律」第 9 条第 2 項では、市町村における子どもの読書活動の推進に関する施策についての計画を策定するよう努めなければならないこととされています。

「第 4 次奈義町子ども読書活動推進計画」は、同法に基づき、本町における子どもの読書活動を総合的に推進するための基本的な考え方や取り組みを示すものです。

【計画の構成と内容（体系）】

第 1 章 基本方針	・策定にあたっての基本方針 ・奈義町子ども読書活動推進計画の体系
第 2 章 子どもの読書活動の推進のための方策	1.子どもの発達段階に応じた取り組み （１）乳幼児期(おおむね 6 歳まで) （２）小学生期（おおむね 6 歳から 12 歳まで） （３）中学生期(おおむね 12 歳から 15 歳まで) （４）高校生期(おおむね 15 歳から 18 歳まで) （５）特別な支援を必要とする子どもへの働きかけ
	2.家庭・地域・図書館・学校園等における取り組み （１）家庭における取り組み （２）地域と図書館における取り組み （３）学校園等における取り組み
	3.子どもの読書活動を推進するための施設・設備、 その他の諸条件の整備・充実 （１）町立図書館の整備・充実 （２）学校図書館等の整備・充実 （３）図書館間の連携・協力等の推進 4.子どもの読書活動推進体制の整備及び啓発広報等 （１）奈義町における子どもの読書活動推進体制の整備

※資料 2：

第 2 章（つづき）	（2）読書関連団体等との連携・協力の促進 （3）「子ども読書の日」を中心にした啓発広報 （4）各種情報の収集・提供
	5.財政上の措置

◎計画改正の背景・主な改正点

【背 景】

本町においては、これまで第 3 次計画（2019 年度～2023 年度）に基づき、子どもの読書活動を推進するためのさまざまな施策に取り組んできました。

このたび、子どもと読書を取り巻く環境の変化や法改正等、第 3 次計画策定後の動向をふまえ、本町における子どもの読書活動をさらに推進するため、第 4 次計画（2025 年度～2029 年度）を策定するものです。

【主な改正点】

第 3 次計画策定後、新型コロナウイルス感染症の流行による図書館利用の制限（臨時休館等）により、2020 年度は入館者数、貸出冊数ともに大幅に減少しましたが、これ以降は、全体として回復・増加傾向が続いていることから、策定後の取り組みを通じて一定の成果が挙がりつつあると考えられます。

家庭・地域・図書館・学校園等における取り組みを通じて、全体として子ども（ここでは概ね 18 歳までを指す）の読書状況は改善されつつあります。

第 4 次計画では、第 3 次計画により生まれた読書状況の改善の動きを引き継ぎ、さらに発展できるよう施策の改正を行いました。主な改正点は次のとおりです。

＞「第 2 章 子どもの読書活動の推進のための方策」に次の項目を加えた。

主な該当ページ：「1. 子どもの発達段階に応じた取り組み」

- 児童の読書の習慣の継続と興味関心の喚起につなげるセカンドブック事業の実施
- なぎ放課後児童クラブとの連携による事業の実施。（来所児童による町立図書館利用、司書による放課後児童クラブでの読み聞かせ等）
- 読書バリアフリー法（視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する法律）を踏まえた施設・設備等の整備

主な該当ページ：「2. 家庭・地域・図書館・学校園等における取組」

- 電子書籍貸出サービス（つやまエリアデジタルライブラリー）の活用によるアウトリーチサービスの充実
- 町立図書館司書と学校司書による児童生徒の読書の現状把握と共有、子どもの読書環境の充実のための連携・協働
- アクティブ・ラーニングや探究型学習を効果的に進める基盤整備と支援
- 図書館内で利用できる公衆無線 LAN（W i - F i ）接続環境の整備充実